

# 被災地に残されたペットたち

## —東日本大震災で問われたもうひとつの命—

リ シンエン  
李 欣晏

(福祉学科3年留学生/天主教輔仁大学日本語文学学科)

### I. 序論

2011年、日本の東北地方でマグニチュード9.0の大地震があった。その大きな地震は一瞬で世界の焦点になった。発生して間もなく、台湾にいる私もその恐ろしさを知った。ニュースで火災、津波、余震の映像が次々に流され、これから日本は一体どうなるだろう……。そう思うと、心の不安はいつまでも取り除くことができなかった。その後、様々な救助活動が行われた。やむを得ずふるさとから離れた住民たちは仮設住宅に住み、必死に生きていこうとされている。しかし、ある人達にとって、まだ大切な家族が被災地に残された。それはペットを飼っている飼い主さんだ。地震当時、何もかもが突然すぎて、対処できないまま家から去った人が大勢いて、愛する犬や、猫と一緒に連れ出すこともできなかった。一方で、飼い主が津波に流されて、家をなくしたペットもいる。その子たちはもう帰れない主人をひたすら待っているが、最終的に保健所に送られたペットがほとんどだ。

今、被災地の人々は復興のために一所懸命頑張っておられる。しかし、動物たちの福祉の現実を目を向けられる人はまだ少ない。当時のペットたちは今一体どんなところでどう生きているのか。はたして楽しく生きているのか。これらの疑問が浮かんだ私はこの論文を書くことにした。被災地のペットたちの現実を調べ、どのようなケアの方法があるのかについて考察していきたいと思う。

### II. 本論

#### 1. ペット事情

##### a. 日本

震災時のペットに焦点を当てる前に、まず現在の日本のペット事情にふれてお

きたい。日本では今年間約15万頭のペットが捨てられていると言われている。ペットショップの売れ残りや、飼い主の身勝手な理由で捨てられたペットがたくさんいる。この数の多さを大抵の日本人は知らない。何故かというと日本の街ではめったに野良犬や野良猫を見ないからだ。その原因は、もし住人が通報すると、その動物はすぐ保健所に連れて行かれるが、そこで新しい飼い主を見つけた犬や猫はとても少ないのが実際である。その結果、ほとんどが殺処分を受けることになる。1年に約10万頭の動物が保健所で殺処分されることになっている（出典：環境省『犬・猫の引取り及び負傷動物の収容状況』）。

では、なぜ日本はこのような現状に陥ったのか。以下の資料からその点について探っていきたい。表1「犬・猫の引取り及び負傷動物等の収容状況（都道府県・指定都市・中核市）」を見ると、沖縄県の殺処分数が3,890頭で最も多い。次に茨城県、山口県という現状となっている。沖縄県が1位の原因は「放し飼い、一人散歩」にあると思われる。飼い主が犬を散歩に連れていこうとせず、門を開けて犬を外に出すことが普通にある。これを沖縄県の人々は“一人散歩”と言う。もし犬が道に迷って戻らなくなったら、犬嫌いな人はすぐその犬を野良扱いして、保健所に通報する。飼い主さんが犬を探さないと、その子は5日間の収容期限を終え、最終的に殺処分をされることになる。このような“一人散歩”は東京では想像もできないが、実際に沖縄県とくに都市部以外では一般的なことである。

(表 1)

(3)大-畜の引取り及び心負動物等の取替状況(都道府県・指定都市・中核市)

大・畜の引取り

平成28年度

自治体名	大						畜						大・畜合計											
	引取り数			処分数			引取り数			処分数			引取り数		処分数									
	飼い主から 成熟 畜体	所有者不明 幼齢の 畜体	返還数 飼体	返還数 飼体	譲渡数 飼体	殺処分 数	飼い主から 成熟 畜体	所有者不明 幼齢の 畜体	返還数 飼体	返還数 飼体	譲渡数 飼体	殺処分 数	引取り数	返還数	譲渡数	殺処分 数								
北海道	187	0	799	15	328	0	532	11	132	4	377	24	940	761	10	1,359	438	729	346	3,103	338	1,891	861	
青森県	136	4	448	53	193	0	135	36	317	24	156	113	147	479	7	5	50	38	840	556	1,538	200	165	1,157
岩手県	67	0	394	0	150	0	127	0	84	0	400	106	253	368	3	0	129	18	895	456	1,498	153	256	1,098
宮城県	161	61	528	7	301	0	281	56	164	2	134	308	130	1,639	2	0	492	412	1,720	1,527	2,988	303	773	1,884
秋田県	71	6	115	4	48	0	15	5	128	5	132	95	46	279	0	0	14	10	533	364	748	48	29	961
山形県	54	0	224	0	146	0	88	0	47	0	123	347	192	955	2	0	87	62	1,528	1,240	1,895	148	175	1,575
福島県	158	0	729	-	218	0	311	0	389	0	374	0	1,740	-	3	0	134	0	1,857	0	3,001	221	445	2,866
茨城県	173	8	1,622	1,135	137	0	688	430	1,728	719	123	32	0	2,350	0	0	382	352	2,122	2,022	5,073	137	1,080	3,850
栃木県	35	0	625	595	175	0	632	448	358	56	5	0	1	410	0	0	96	90	320	320	1,381	175	728	678
群馬県	105	29	877	77	355	0	218	58	515	48	183	267	13	870	0	0	35	32	1,098	905	2,221	355	253	1,613
埼玉県	184	0	1,137	97	583	0	383	73	468	33	191	92	52	391	4	0	305	199	468	282	2,144	587	688	866
千葉県	284	16	1,958	43	409	0	947	20	561	-	204	253	25	2,119	22	15	528	121	2,073	-	4,500	431	1,475	2,634
東京都	79	0	474	10	288	0	274	7	52	0	118	11	16	892	1	0	341	269	699	634	1,598	269	615	751
神奈川県	94	0	450	2	275	0	225	0	43	0	75	0	70	500	1	0	559	464	74	67	1,191	276	784	117
新潟県	107	0	278	5	189	0	154	14	35	0	635	439	101	746	0	0	728	556	1,171	621	2,305	199	880	1,206
富山県	11	1	106	1	73	0	19	2	30	0	32	48	51	301	1	0	47	43	382	316	551	74	66	412
石川県	31	5	139	11	83	0	69	16	29	0	31	71	108	527	1	0	34	34	702	563	923	84	103	731
福井県	12	2	182	65	109	0	101	0	41	-	42	44	60	473	2	0	252	0	376	-	880	111	353	417
山梨県	44	0	702	56	568	6	136	47	160	3	75	59	108	1,025	0	0	174	166	1,093	918	2,089	506	310	1,233
長野県	61	10	620	23	447	0	240	33	17	0	106	160	276	837	0	0	573	493	788	501	2,093	447	813	805
岐阜県	125	11	539	32	296	0	284	50	120	1	204	250	39	880	1	0	448	383	927	751	2,080	297	732	1,047
静岡県	60	3	390	20	188	0	188	14	117	9	99	21	145	922	0	0	168	161	981	782	1,820	168	354	1,098
愛知県	77	3	1,974	386	668	-	366	212	582	-	96	25	75	923	2	-	346	164	1,011	-	2,689	610	712	1,603
三重県	77	6	603	80	388	1	191	38	183	47	28	62	103	1,051	10	7	70	53	1,166	1,050	2,010	388	261	1,359
滋賀県	122	0	396	0	142	0	212	0	164	0	92	141	24	577	1	0	185	146	648	572	1,352	143	387	812
京都府	40	7	154	7	48	0	107	26	50	5	64	81	17	206	1	0	68	0	297	231	576	49	175	347
大阪府	139	7	200	57	46	0	190	55	190	25	103	84	11	1,310	0	0	65	55	1,454	1,347	1,911	46	255	1,644
兵庫県	198	75	372	104	80	1	154	96	529	85	196	194	312	1,519	4	3	107	74	2,085	1,601	2,970	84	261	2,614
奈良県	103	15	165	45	44	1	45	35	239	24	37	26	300	999	7	0	14	11	1,241	1,014	1,690	51	59	1,380
和歌山県	122	0	293	-	105	0	35	0	266	0	132	0	1,754	-	6	0	32	0	1,853	0	2,301	111	67	2,138
鳥取県	23	0	190	23	109	0	53	6	57	10	132	96	118	685	2	0	70	54	895	716	1,267	111	123	952
徳島県	119	22	121	23	70	0	70	26	132	21	187	276	31	776	5	0	223	192	1,038	898	1,554	75	283	1,170
岡山県	30	0	283	158	69	0	291	121	120	32	19	10	3	284	0	0	218	214	96	76	787	69	509	216
広島県	26	0	657	1,162	61	4	641	507	1,140	656	2	0	1,133	1,155	9	5	305	214	1,889	929	4,135	70	946	3,129
山口県	115	29	394	731	93	2	148	108	1,031	650	92	130	602	1,652	3	2	40	37	2,833	1,943	3,945	96	185	3,664
徳島県	82	18	676	527	191	4	321	214	791	327	36	40	138	626	12	6	81	63	749	599	1,445	203	401	1,540
香川県	89	0	1,504	342	84	0	209	8	1,650	327	51	0	1,060	288	4	0	124	16	1,269	246	3,324	88	333	2,919
愛媛県	198	82	483	517	23	0	202	107	987	0	34	78	871	1,855	2	0	89	79	2,448	-	3,828	25	281	3,435

自治体名	引取り数				大				中				小				大・中・小計								
	引取り数		所有者不明		引取り数		所有者不明		引取り数		所有者不明		引取り数		所有者不明		引取り数		所有者不明						
	成数	幼少の割合	成数	幼少の割合	成数	幼少の割合	成数	幼少の割合	成数	幼少の割合	成数	幼少の割合	成数	幼少の割合	成数	幼少の割合	成数	幼少の割合	成数	幼少の割合					
香川県	125	21	207	84	66	1	200	88	171	15	109	309	1,060	--	3	3	0	0	1,475	309	69	200	1,646		
徳島県	229	49	946	113	388	12	285	94	676	45	136	249	264	1,430	44	41	131	87	1,921	1,558	3,416	412	416	2,397	
佐賀県	0	0	373	106	116	0	305	86	19	0	0	239	910	0	0	245	182	895	726	1,630	116	550	914		
熊本県	142	125	752	555	151	0	408	0	1,015	0	96	314	261	1,815	0	0	336	0	2,436	0	4,060	151	453	3,451	
鹿児島県	175	17	1,687	116	324	0	839	77	725	0	137	173	540	1,085	0	0	50	0	1,799	0	3,830	324	675	2,824	
大分県	130	39	384	161	101	0	232	140	391	60	36	58	519	1,037	0	0	130	116	1,500	979	2,374	101	382	1,911	
宮崎県	194	24	778	96	272	0	408	118	421	7	168	254	4	666	0	0	178	169	911	748	2,184	272	584	1,332	
鹿児島県	285	76	1,061	175	342	0	569	176	671	0	397	609	14	475	0	0	105	95	1,285	0	2,992	342	674	1,956	
沖縄県	215	14	1,909	176	396	3	445	111	1,514	68	132	0	1,692	683	19	6	112	46	2,376	631	4,821	375	557	3,890	
札幌市	102	0	192	3	108	0	183	3	5	0	323	48	150	710	8	0	543	334	880	424	1,534	116	728	885	
仙台市	18	0	169	2	123	0	71	2	3	0	3	48	125	1,113	14	0	401	306	877	855	1,478	137	421	850	
宇都宮市	16	0	134	26	72	0	113	27	0	0	32	29	44	180	2	0	263	195	16	16	461	74	376	18	
千葉市	24	0	147	9	71	0	86	9	20	0	19	14	9	201	0	0	134	110	110	110	423	71	230	130	
横浜市	65	9	256	1	174	0	125	13	45	0	63	37	26	756	1	0	293	235	626	568	1,213	175	408	671	
川崎市	43	0	92	0	69	0	61	0	7	0	11	8	3	208	1	0	185	135	41	40	385	68	234	4	
相模原市	23	0	113	0	72	0	69	0	7	0	1	57	0	1	0	0	69	57	0	0	207	72	130	7	
新潟市	25	0	126	1	88	0	54	1	9	0	65	60	102	542	4	0	140	90	624	512	921	92	194	833	
静岡市	16	0	101	1	66	1	32	0	20	0	25	16	1	984	0	0	93	83	913	897	1,124	66	125	933	
浜松市	50	11	360	3	295	0	89	11	44	3	42	59	131	774	4	0	331	285	638	548	1,430	289	416	882	
名古屋市	77	6	258	3	160	0	132	8	58	0	172	220	11	992	0	0	388	367	1,007	850	1,739	160	530	1,065	
京都市	38	0	65	7	28	0	79	0	19	0	41	63	5	1,004	0	0	86	53	1,036	993	1,223	28	165	1,055	
大阪市	157	10	94	94	21	0	188	13	106	1	116	40	57	1,889	1	0	127	106	2,051	1,823	2,397	22	295	2,157	
堺市	34	14	41	1	10	0	51	15	36	0	15	13	15	168	2	0	41	38	161	137	301	12	92	197	
神戸市	56	0	51	5	15	0	97	11	4	0	10	5	20	633	0	0	53	41	615	597	780	15	150	619	
岡山市	9	0	106	61	42	0	117	58	14	3	51	17	2	158	0	0	98	98	130	77	404	42	215	144	
広島市	24	0	190	0	77	0	67	0	3	0	63	7	519	686	1	0	1,290	670	14	11	1,411	78	1,327	17	
北九州市	32	1	202	83	79	0	161	80	58	1	21	28	6	483	1	0	224	198	317	316	666	80	405	375	
熊本市	7	8	219	37	137	7	118	23	43	6	38	0	28	367	2	0	81	41	348	322	724	139	199	391	
福木市	6	0	316	37	213	1	149	53	19	6	5	6	193	0	0	210	186	15	15	579	213	359	34		
徳島市	58	0	66	0	82	0	76	0	3	0	253	45	35	99	2	0	328	148	125	10	576	64	404	128	
高松市	15	0	60	15	61	0	46	15	3	0	81	46	8	302	0	0	158	95	278	253	547	61	204	282	
青森市	15	3	55	4	30	4	18	7	28	0	42	44	10	111	6	5	9	7	190	142	284	36	27	218	
盛岡市	2	0	39	1	33	0	5	1	2	0	15	4	20	48	2	0	40	12	46	41	130	35	45	48	
秋田市	17	0	35	0	27	0	6	0	6	0	19	0	23	13	9	147	0	8	6	191	154	244	27	14	210
藤山市	19	20	217	22	165	0	61	23	52	19	26	29	32	247	4	2	141	121	189	153	612	169	202	241	
いわき市	24	0	164	--	67	--	42	--	79	--	86	--	259	--	0	--	17	--	325	--	530	67	59	404	
宇都宮市	29	0	158	15	90	1	81	14	31	0	0	1	275	0	0	53	52	223	223	478	90	134	264		
前橋市	8	0	374	--	83	0	178	146	143	7	3	0	167	0	0	70	69	99	96	552	83	248	242		
高崎市	40	6	241	20	138	0	109	6	60	0	72	7	0	131	10	0	99	0	99	0	517	148	208	161	
川崎市	9	1	70	13	50	0	29	14	14	0	2	2	75	44	3	0	93	21	27	23	216	53	122	41	
松本市	7	0	64	0	36	0	28	0	7	0	1	35	0	203	0	0	110	109	129	129	310	310	36	138	136

自治体名	引取り数				大				猫				犬(猫)合計											
	引取り数		所有者不明		引取り数		所有者不明		引取り数		所有者不明		引取り数		所有者不明									
	飼い主から 成熟 幼獣の 個体	成熟 幼獣の 個体	成熟 幼獣の 個体	成熟 幼獣の 個体	成熟 幼獣の 個体	成熟 幼獣の 個体	成熟 幼獣の 個体	成熟 幼獣の 個体	成熟 幼獣の 個体	成熟 幼獣の 個体	成熟 幼獣の 個体	成熟 幼獣の 個体	成熟 幼獣の 個体	成熟 幼獣の 個体	成熟 幼獣の 個体	成熟 幼獣の 個体								
札幌市	21	0	69	3	33	0	30	2	3	0	0	168	0	0	86	86	82	82	249	43	116	91		
根岸市	0	61	3	42	0	36	3	9	0	9	5	0	98	0	0	121	102	12	11	197	42	157	15	
富山市	3	0	38	0	22	0	4	0	15	0	0	72	99	0	0	5	5	184	98	212	22	9	109	
長岡市	0	0	37	0	26	0	11	0	2	0	0	23	142	1	0	80	73	83	88	202	27	91	85	
岐阜市	12	1	118	1	101	0	26	1	2	0	32	1	9	56	0	72	49	18	8	230	101	89	20	
岐阜市	17	6	101	0	83	0	39	6	2	0	12	55	21	302	0	0	133	133	257	224	514	83	172	259
岐阜市	15	0	147	-	78	0	47	6	37	0	16	38	10	171	0	0	55	45	180	164	397	78	102	217
豊田市	22	0	103	0	54	0	22	0	48	0	44	3	139	8	0	44	1	150	10	319	54	65	199	
岡崎市	9	1	131	54	108	5	35	25	65	32	73	57	219	3	0	150	129	251	158	566	111	185	316	
大津市	18	0	86	7	55	0	30	7	27	0	17	36	32	72	3	0	31	23	317	274	469	58	61	344
高槻市	5	0	25	15	7	0	24	8	13	7	1	0	0	87	0	0	15	15	73	72	133	7	39	86
東中市	10	0	5	0	4	0	6	0	5	0	11	0	0	97	0	0	7	101	90	123	4	13	106	
東大阪市	29	0	29	0	14	0	22	0	24	0	28	29	1	273	0	0	20	15	312	286	387	14	42	338
枚方市	3	0	12	0	5	0	7	0	2	0	1	0	2	37	0	0	9	8	33	31	55	5	16	35
姫路市	57	11	95	36	29	0	134	44	45	10	21	1	11	136	0	0	104	77	64	60	388	29	238	109
西宮市	1	0	8	10	1	0	29	8	4	2	0	0	4	107	0	0	28	22	65	65	130	1	57	89
尼崎市	3	0	31	9	13	0	26	0	9	9	14	56	207	18	0	46	0	210	208	329	31	72	219	
奈良市	4	0	50	4	40	0	7	3	17	1	2	0	30	229	50	15	10	10	226	225	319	90	17	243
和歌山市	12	0	87	68	46	0	26	17	94	46	15	11	90	476	1	0	17	10	562	468	759	49	43	656
熊本市	21	9	173	140	82	0	224	135	32	13	28	46	3	590	0	0	284	252	412	382	980	82	508	444
福山市	39	0	350	1	27	0	223	0	149	1	41	1	495	105	5	0	138	45	504	61	1,032	32	381	653
下関市	86	0	153	22	98	0	41	21	148	0	66	26	383	338	2	0	35	5	771	358	1,074	60	76	919
高松市	25	0	381	90	23	0	100	0	381	90	34	14	280	332	6	0	44	0	608	346	1,156	29	144	989
松山市	24	10	165	39	111	0	115	45	12	4	1	0	178	737	4	0	118	69	794	649	1,154	115	233	806
高知県	10	0	98	15	45	0	68	0	40	12	6	5	138	464	0	0	0	613	469	736	45	38	653	
久米町	22	2	137	11	81	0	35	0	26	0	12	23	72	336	0	0	54	0	433	0	618	81	119	461
長崎市	17	14	102	2	71	0	46	16	1	0	24	46	153	1,237	0	0	103	85	1,257	1,198	1,595	71	149	1,356
大分市	11	2	211	33	153	0	52	19	52	16	22	24	145	515	2	0	13	11	691	528	963	155	65	743
宮崎市	21	0	224	3	149	0	57	2	41	1	9	5	0	127	0	0	109	106	24	22	389	149	166	65
鹿児島市	52	3	232	4	138	1	61	6	63	0	248	462	0	210	0	0	125	84	889	616	1,211	138	208	932
那覇市	7	0	152	0	101	0	21	0	37	0	20	11	28	158	1	0	17	14	200	156	377	102	38	237
合計	6,940	903	36,442	8,888	14,286	56	17,339	4,701	21,563	3,688	8,838	7,704	19,762	61,618	356	116	18,234	12,197	76,745	47,043	151,095	14,644	35,573	101,338

(注)  
 ※引取り数の所有者不明の成熟個体には、狂犬病予防法に基づく留置が含まれる。  
 ※所有者不明の引取り数には、「一部、県・市条例に基づき収容を含む。」  
 ※収入のうち「1」については引取個体と引取個体の区分していない場合であり、引取個体数は、成熟個体に上している。

(出典) 環境省「犬・猫の引取り及び負傷動物の収容状況」、2014年

神奈川県は殺処分数は117頭で全都道府県の中で最も少ない、次に岡山県、京都府という結果になっている。神奈川県では近年犬猫の殺処分をゼロにするために、様々な取り組みをしている。特に①収容数の減少、②返還の推進、③譲渡の推進、この三つに力を入れている。

まず取引の動物の数を減少するため、それ以外の方策や助言を積極的に勧めている。取引手数料も2,000円から4,000円に値上げすることで、業者及び飼い主の捨てる動機を抑える努力をしている。次に犬がいなくなった飼い主さんが捜しやすくするため、情報提供を充実した。例えば専用ページを作ることや、警察の落とし物検索システムと連携するなどである。これは犬にとっても重要な一歩だ。飼い主の元に戻る以外に犬にとって良い方法はないだろう。最後は多くの人がペットショップで犬を買うより、保健所の譲渡に興味を持つように、譲渡手数料を無料にすることや、先に去勢手術を実施したうえで譲渡するなど、譲渡に必要な料金をなるべく低くしている。神奈川県ではこのように犬猫の幸福のために努力しているが、まだまだ課題があるという声も少なくない。殺処分数が減ったとしても、そもそも保健所に来て殺処分を受ける前に死んでしまう動物も少なくない。所内死亡率がまだまだ高い現実があり、目指すのは殺処分ゼロではなく、捨てられるペットの数をゼロにする方が根本的な解決案であると考えられる。

#### b.まとめ

たくさんの問題が存在している中、果たしてどのような解決策があるだろうか。解決のためにはやはり政府が一番重要な役割を担うべきである。それは日本のペットに関する法律がまだまだ曖昧なところがたくさんあるのが問題で、特にペット売買はもっと厳しくまたは明確な法律が必要である。だが、整備状況は不十分である。動物たちにも命がある。本来なら売買するのもおかしいのではないかと思うが、現状からいうと、ペットショップを完全になくすことは困難である。規制できるのは取扱いの際の注意事項の整備である。例えばドイツの法律のように飼う環境がよくなないと取扱いできない。適度の運動をさせないと違法となる。こうした点を法律化すべきである。

そして最も大事なのは販売する際の規制である。客にきちんと飼育方法を伝えるのは当然で、将来どのような病気になる可能性があるのか。また病気になった場合はいくらお金がかかるのか。このような現実的な面も説明しなければならない。ペットを飼うのは一時的な遊びではなく、命を扱うことをしっかり飼い主が認識する必要がある。これらを法律で明記することによって、捨て犬・猫の数を減らす可能性が広がるであろう。今の台湾、日本の状況から見ると殺処分ゼロを実現するにはまだ難しい。捨て犬・猫をゼロにすることこそ今一番目指すべき目標ではないだろうか。

## 2. 東日本大震災のペット

### a.犠牲になったペット

東日本大震災により、甚大な被害を受けたのは人だけではなく、数多くのペットも犠牲になったのである。環境省の「東日本大震災における被災動物対応記録集」(2013年)によると、各自治体からの報告では少なくとも3,133頭の犬が命を落としていた。飼い犬は狂犬病予防接種があるため、正確な数字が分かる。しかし、猫に関しては犬のように登録制がないため、被災状況がほとんどわからないままである。それ以外にも、原発が問題となっている福島県では、住民たちがペットを自宅に置いて、緊急避難したので、放浪状態となったペットも少なくなかった。また、命は助かったものの怪我をしたり、飼い主と離れてしまったペットもいる。これらの資料を見ると、ペットも人と同様に東日本大震災から大きな影響を受けていることがよくわかる。

### b.被災ペット救護活動

震災発生した後すぐに様々なペット救難活動が行われていた。主に東北3県における救難活動が一番多いことを踏まえて、岩手県、福島県、宮城県、この3つの県の被災ペットに対する救難活動を比較していくこととする。

#### ● 岩手県

##### (1) 岩手県災害時動物救護本部

岩手県は震災発生後すぐに岩手県災害時動物救護本部を立ち上げた。この組織は岩手県獣医師会、県内の動物愛護団体等、環境生活部(県民くらしの安全課)などで構成されていた。その後、様々な動物救護に関する活動が行われていた。

まず、岩手県災害時動物救護本部は沿岸被災12市町村あてに、動物を飼う条件として最低限の環境を整えるよう要請文を送付した。また、需要があれば、救護本部が飼育に必要なケージや、ペットフードなどを手配することも可能となっている。動物の指導や躰もアドバイスする。こうしたとりくみによって災害直後でも安心、安全なペットの飼育ができる。避難所でペットを飼う県民も多くいたが、ペット同行の被災者を受け入れるには衛生面をきちんと整えないといけないため、ペットが外飼いになった場合がとも多い。それ以外に、ペットと一緒に暮らしたいという方は猫や犬を自家用車内で飼い、そして避難者自身も車に泊まっていたケースがあった。これを解決するために、救護本部が避難所の近くに動物用のスペースを設けて、飼い主も安心できる環境で飼うことができたのである。

岩手県災害時動物救護本部は2011(平成23)年8月21日に廃止されている。その理由として、応急仮設住宅が完成したことや、復興対策が本格化しているなどが挙げられている。しかし、各動物愛護団体等で保護している動物は引き続き新しい飼い主を探していたり、譲渡を行ったりしている。また、岩手県災害時動物救護本部の構成団体はまだ被災地でペットを飼っている住民の相談を受け、被

災地で繁殖していた動物の保管もして、現在に至る。

### (2) 放浪動物の救護活動

震災後街には多くの放浪動物がいた。救護するために、岩手県では保健所の職員が何回も被災地を巡回し、救護活動を実施している。その結果は以下の表のように犬15頭、猫22頭を無事保護している。ただし、記録のない個体もいることから、正確な数値は不明である。

(表2) 岩手県における放浪・負傷動物の保護収容頭数

	平成23年						合計
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
犬	11	2	1	1	0	0	15
猫	1	7	10	2	2	2	22

(出典) 環境省「東日本大震災における被災動物対応記録集」2013年,p.51

保護されたペットは、各地区の保健所で収容していて、公式サイトやホームページを通じて譲渡を慎重にすすめている。また、被災した動物が殺処分を受けないように、保管期間を延長していたり、様々な努力をしてきた。

### (3) 譲渡

保護してから2週間以内に飼い主が現れていないペットと飼い主不明や所有権放棄された動物は基本的に全て譲渡対象として、総計犬43頭と猫60頭があった。そのうち犬40頭と猫53頭が新しい飼い主を見つけた。譲渡する際に、対象者は原則として県内在住者に限定していて、かつ動物を正確に飼育することが認められるものしか渡さないということになっていたが、一部県外在住者にも譲渡を行っている。震災というのは特殊事情であり、譲渡した後、元の飼い主が現れた場合もあるため、事前に譲渡者に返還する可能性も否めないということをきちんと説明して、了解を得ることにしている。

## ● 福島県（郡山市、いわき市を除く）

### (1) 福島県動物救護本部

福島県では、2011（平成23）年4月15日に福島県動物救護本部を設置した。この組織は福島県、郡山市、いわき市、社団法人福島県獣医師会、福島県動物愛護ボランティア会で構成されている。震災が発生して以来、たくさんの動物救護活動を行っていた。

まず、救護本部の構成団体の一つである福島県獣医師会は「被災ペット救済支援センター」を各地域に設置し、避難所でペット連れの方の相談、物資の提供も実施していた。さらに、避難所になった福島県のあずま総合運動公園と郡山市のビッグパレットふくしまでペットの飼養施設を設置した。テントを張って、ケージを搬入し、飼い主による自主管理を行ったのである。次に、福島県には動物救護施設としての施設はすでに各地区に存在していたが、福島県動物救護本部はま



た新たな保護施設を設けた。県内2か所で臨時シェルターを設置し、保護した多くの犬や猫の収容をしていた。ひとつは2011（平成23）年4月27日に福島市飯野町に開設された福島第1シェルターで、もうひとつは同年9月14日に田村郡三春町に開設された福島第2シェルターである。福島第2シェルターには診療室や手術室などが設置されていて、環境を整えるための工夫をしていた。また、保護活動の拡大に伴い、シェルターの敷地を犬猫200頭程度が収容可能な面積にまで広げていた。第1シェルターは2013年1月に閉鎖していて、第2シェルターは2015年12月に閉鎖していた。その同時に、福島県動物救護本部の活動も終了していた。その原因はシェルターで保護していた1,008頭の被災ペットがすべて飼い主の元に戻ったり、新しい飼い主と生活を始めたからである。

### （2）放浪動物の救護活動

福島県では主に警戒区域内に残された被災ペットを保護していた。具体的には、福島県独自の保護、環境省と連携した保護活動を実施した。保護したペットは各地の保護管理センター、福島県動物救護本部が管理した福島第1シェルター及び福島第2シェルターに収容した。2011（平成23）年3月から2012（平成24）年9月まで保護した頭数は以下の表の通りで、合計犬637頭、猫462頭であった。

（表3）福島県における放浪・負傷動物の保護収容頭数

	平成23年												平成24年									合計
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月			
犬	23	43	79	188	100	33	25	23	43	17	17	16	20	3	0	1	0	4	2	637		
猫	0	1	24	68	71	17	24	20	9	0	0	0	93	0	1	3	0	0	131	462		

（出典）環境省「東日本大震災における被災動物対応記録集」2013年p.98

保護収容したペットについては、公示期間を延長したりホームページに掲載するなどして、飼い主探しを行った（現在募集は終了している）。

### （3）譲渡

保護したペットを1ヶ月に公示した後にも飼い主が現れていない場合は譲渡対象となり、新しい飼い主を募集していた。総計犬241頭、猫52頭が新しい飼い主に譲渡されていた。譲渡を促進するために、ホームページへの掲載、各都道府県への譲渡協力依頼、イベントでの譲渡対象動物の紹介、他の地方獣医師会への譲渡協力依頼を行った。また、譲渡にあたって、譲渡対象者には以下のような条件をつけている。

- 1) 福島県まで引取に来ること
- 2) 成人の方であること
- 3) 飼養するにあたり、同居する家族の同意が得られていること
- 4) 飼養環境が集合住宅もしくは借家の場合、動物の飼養が承認されていること

- 5) 狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律などの関係法令を遵守し、愛情と責任を持って終生飼養できる方であること
- 6) 引き渡しの際に示す誓約事項を遵守できる方であること
- 7) 狂犬病予防法に基づく登録・注射の実施（犬の場合）
- 8) 避妊去勢等の繁殖制限の実施

● 宮城県（仙台市を除く）

（1）宮城県緊急災害時被災動物救護本部

宮城県では2011（平成23）年3月18日に「宮城県緊急災害時被災動物救護本部」を設置して、県内9箇所（仙南地区、岩沼地区、黒川地区、塩釜地区、大崎地区、栗原地区、登米地区、石巻地区、気仙沼地区）に現地救護センターが立ち上がった。震災発生後、震災動物によりいい環境を提供できるように、動物救護本部が動物愛護センター敷地内に「宮城県被災動物保護センター」を設置し、県で飼育管理をしていた被災動物を動物救護本部に移し、被災動物保護センターで預かった動物が全て譲渡先が決定したことで、2012（平成24）年3月11日に被災動物保護センターを閉鎖した。

（2）放浪動物の救護活動

宮城県では、各保健所で被災して放浪状態になった所有者不明の犬猫の保護を行った。2011（平成23）年3月から2012（平成24）年9月までの間に動物救護本部が保護した動物の数は犬243頭、猫61頭で、保護した動物は、動物愛護センター、被災動物保護センター、石巻地区動物救護センター等で収容した。また、被災動物には殺処分をしないという方針を固めて、公示期間が過ぎてもホームページなどに継続して掲載し、新しい飼い主を探した。

（表4） 宮城県における放浪・負傷動物の保護収容頭数

	平成23年												平成24年									合計
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月			
犬	64	90	38	35	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	241		
猫	5	20	19	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55		

※保護収容した頭数（犬243頭、猫61頭）のうち、保護した月を把握している分のみ掲載。  
（出典）環境省「東日本大震災における被災動物対応記録集」2013年p.65

（3）譲渡

宮城県では、震災後3ヶ月を経っても飼い主が迎えに来なかった犬猫を「飼い主がいらない・判明しない」と判断し、譲渡の対象にした。譲渡を促すために、県獣医師会、動物愛護センター等のホームページに掲載したほか、被災動物保護センターにて譲渡会も開催した。その後も、希望者に対して譲渡を行なった結果、犬127頭、猫43頭が新しい飼い主を見つけることができた。また、譲渡するにあたっては、譲渡対象者の居住地域を宮城県県内に限定していたが、最終的には

他の都道府県の方にも譲渡が行なわれた（参考資料：環境省「東日本大震災における被災動物対応記録集」2013年）。

### c. まとめ

これらの資料には大きな共通点がある。それは動物救難組織の設置である。震災後この三つの県では被災動物救護本部を立ち上げた。これができることによって、様々な救難活動や情報の共有が可能となった。また、組織の構成の多くは前から動物愛護団体や獣医師会と協定を結んでいたからできたこともわかる。災害時においてこのような協定があることは重要である。いきなり組織を作るのは難しいし、なによりこれらの協会と物資の共有ができ、例えばドッグフードや、毛布などがすぐ用意できたのである。

組織がともしっかりしている一方で、動物飼養者の災害時に対する柔軟な対応が弱いということも現実である。防災訓練は日頃から行っているが、ペット飼育者として、ペット同行の避難にも心がける必要がある。今回の東日本大震災ではそれが原因で様々なペットが被災地に残されて、放浪動物になった。ペットとの同行避難は県または動物愛護協会などが普通の防災訓練と同様に実施し、いつでもペットを連れて逃げ出す準備を備えなければならない。行政側もそれに合わせたマニュアルを作成し、配布することも大事なとりくみであろう。

同行避難においてのもう一つ大きな課題は避難所の動物飼養である。ペット同行で避難所に住むには各避難所によって規則が異なっていることがある。今回の地震ではほぼ多くの避難所は動物を受け入れない場合が多く、避難者は仕方なくペットを救護組織に預かることが少なくなかった。ペット連れ可の避難所もあったが、その場合は自治会で決定したルールに従って、入居することになる。それでもペット飼育の環境は決していいとは言えない。ほとんどの人は仮設住宅の外にケージを設けて飼育した。いわゆる「外飼い」ということになる。これに対し、一部の飼い主の理解は得られなかった。

## 3. 問題点と解決案

今回の震災で三県とも様々な動物に対する救難活動を行ってきたが、いくつもの問題点がある。まず譲渡に関しては、被災地ではそれぞれの県に在住する人を限定し、募集した場合が多く見られる。最終的に県外者に対象を広げた県もあったが、その数は少なかった。この点に関して県外に募集を広げてもいいのではないかと思う。なぜかという、県内の方の多くも被災者となって、ペットを飼う余裕がなくなっており、里親を探すのは困難である。また、県外から新しい飼い主を募集すれば、見つかる確率が高くなるし、県外の方が被災地に訪れるきっかけにも繋がるのではないかと考える。

次に放浪動物の保健所での管理期間が短いことも問題である。そのことが原因

ですすでに譲渡した動物を返さなければならないという事態が生じた。期間を長くするのも一つの方法だが、もっと多くの新聞やホームページにそれらの情報を載せるのもいい効果が期待できよう。被災者が自身の身の回りの処理がまだできていないため、ペットを迎えに行けない場合もあるかもしれない。避難する際に連れて逃げなかったのもう自分の愛犬が死んでしまったと思いついていた人もある。このような状況を防ぐには、やはり情報の開示と共有が大きなポイントになってくるのである。

さらに、仮設住宅にでペットを飼う際、本来なら自治会のルールを守って、他人に不快や迷惑をかけないことが前提であるが、実際に多くの場合は入居者の総意でペット禁止ということになったケースが多く存在している。震災中にペットの所有権を放棄しに救難本部に訪れた人の多くの理由は、「避難所でペットの飼養は認められているが、トラブル等を懸念して飼えないため」であった。こうしたことから地域社会においては動物の救護に対する考えはまだまだ消極的ということがわかる。動物救護に関する普及啓発活動にもっと力入れるべきであると私は思う。身近にできることから始めればいいかもしれない。例えば、震災時にペットがいてよかったという経験を共有することが大切である。「ペットを飼いだしで変わった点で多く聞かれることは、『仮設コミュニティの中が明るくなったよ』という答えがある。また、ペットの世話をすることではじめて、生活にメリハリができたと言られることも多い」（若島、板倉 2013, pp. 29-33）。震災で家族を失って、生きる目標さえを失った人々にとって、誰かがそばにいてくれることはとても力になる。そんな時、ペットがまさにそのような役割を果たしているのである。

### III. 結論

国際的にも放浪動物の問題に関心が集まっている。野良犬、野良猫の処分を巡って、各国でそれぞれ違うやり方で努力しているが、殺処分に焦点が当たりすぎて、その背後にある捨て犬・猫の問題に論究されていないのが現状である。また、社会的に野良動物に関する知識がまだ足りてないことも課題である。一部の人はそれが自分に関係ないこととっていて、動物の命にまで注目していないのが現状である。世界には様々な人や、生き物が生きている。それぞれに好き嫌いもあると思う。しかし、それでも、私たちには動物の命を奪う権利はない。震災時、テレビ報道の間違った流し方によってある誤解が生じた。被災者に物資を配るところがカットされて、ドッグフードを搬送する映像だけが流されて、視聴者からこの非常事態に犬のえさを優先するのは間違ってるだろうという苦情があった。災害時にあたって人を最優先に考えるのは正しいかもしれない。ところが、それと同時に動物のいのちの尊厳も視野に入れるべきであろう。人間と動物、両

者が一緒に助かる方法を見つけ出すのが一番大切なことだと思う。人も動物も生きていける社会をどう作るのかが今後大きな課題になるのではないかと思う。

#### 参考文献

環境省 「犬・猫の引取り及び負傷動物の取容状況」

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/statistics/dog-cat.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/statistics/dog-cat.html)

沖縄の犬猫事情

<http://blog.livedoor.jp/liablog/archives/1717500.html>

環境省 「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」

[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/project/finecace\\_etc.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/project/finecace_etc.html)

栄光の影で…『神奈川県で犬・猫殺処分ゼロを達成!!』に隠された大きな課題と闘【特別インタビュー】

<http://emmastyle.jp/articles/detail/468>

環境省 「東日本大震災における被災動物対応記録集」

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/pamph/h2508c/full.pdf](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2508c/full.pdf)

若島孔文、板倉憲政、2013、「災害とペット：東日本大震災から学ぶ（特集 ペットと都市に生きる）」、『都市問題』、第104（1）号、p.29-p.33